

海幕運第2954号

19.4.26

改正 平成20年3月26日 海幕運第2291号[第1次改正]  
平成25年2月18日 海幕運第1790号[第2次改正]  
平成27年11月30日 海幕運第1315号[第3次改正]  
令和2年9月15日 海幕運第879号[第4次改正]  
令和6年7月31日 海幕運第912号[第5次改正]

自衛艦隊司令官  
各地方総監  
教育航空集団司令官  
練習艦隊司令官殿  
システム通信隊群司令  
第1術科学学校長  
海洋業務群司令

海上幕僚長

海上自衛隊気象観測業務の実施基準について（通達）

標記について、別冊のとおり定め、平成19年5月1日から実施する。  
なお、海上自衛隊気象観測業務の実施基準について（通達）（海幕運第1374号 13.3.6）は、同日付けをもって廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：部内全般

海幕運第2954号（平成19年4月26日）別冊

海上自衛隊気象観測業務の実施基準

海上幕僚監部

目 次

	頁
第 1 総 則 . . . . .	1
1 目 的 . . . . .	1
2 用語の意義 . . . . .	1
3 使用時刻 . . . . .	1
4 気象測器 . . . . .	1
5 気象観測業務の内容 . . . . .	1
6 観測の種類及び観測所 . . . . .	1
第 2 陸上気象観測 . . . . .	2
1 観測種別、観測時刻及び観測要素 . . . . .	2
2 観測の方法 . . . . .	2
3 観測結果の通報 . . . . .	2
第 3 海上気象観測 . . . . .	2
1 観測種別、観測時刻及び観測要素 . . . . .	2
2 観測の方法 . . . . .	2
3 観測結果の通報 . . . . .	2
第 4 機上気象観測 . . . . .	3
1 観測時刻及び観測要素 . . . . .	3
2 観測記録の作成及び観測結果の通報 . . . . .	3
第 5 高層気象観測 . . . . .	3
1 観測時刻及び観測要素 . . . . .	3
2 観測の方法及び記録要領 . . . . .	3
3 観測結果の通報 . . . . .	3
第 6 観測記録の作成及び保存 . . . . .	3
1 観測記録の作成等 . . . . .	3
2 観測記録の送付 . . . . .	3
3 観測記録の保存 . . . . .	4
第 7 その他 . . . . .	4
1 技術指導 . . . . .	4
2 気象観測業務の統括等 . . . . .	4
3 委任規定 . . . . .	4
別紙第 1 . . . . .	5
別紙第 2 . . . . .	1 3
別 表 . . . . .	2 0

## 第1 総 則

### 1 目 的

この基準は、海上自衛隊において実施する気象観測業務について、必要な事項を定め、もって部隊の運用及び保安に資することを目的とする。

### 2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 観 測

自然科学的手法による現象の観察及び測定をいう。

#### (2) 観測所

気象観測を実施する海上自衛隊の部隊、艦船及び航空機をいう。

#### (3) 航空基地隊等

第23、第24、第25航空隊及び各航空基地隊（那覇、岩国航空基地隊を除く。）をいう。

#### (4) 基地隊等

各基地隊、各防備隊、稚内基地分遣隊、各基地分遣隊、対潜資料隊、仮屋磁気測定所及び各警備所をいう。

#### (5) 気象海洋データ系（JWS-N）

海上自衛隊通信規則第10条に定める通信系のうち、気象及び海洋資料に関する通信に使用するものをいう（以下「JWS-N」という。）。

#### (6) 日表データ

空自クラウド統合気象基地接続サーバに保存された観測データ（航空気象観測データ及び観測諸元データ）をいう。

### 3 使用時刻

この基準において使用する時刻は、すべて日本標準時とする。

### 4 気象測器

観測所における気象測器の装備基準は、別表に示すとおりとする。

### 5 気象観測業務の内容

気象観測業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 気象観測

#### (2) 観測結果の通報

#### (3) 観測記録の作成及び保存

### 6 観測の種類及び観測所

観測の種類は、陸上気象観測、海上気象観測、機上気象観測及び高層気象観測とし、それぞれの観測は、次に示す観測所が行う。

観測の種類		観 測 所
陸上気象観測		各地方総監部、基地隊等、父島基地分遣隊、航空基地隊等
海上気象観測	通常の観測	航泊日誌を備える艦船
	航空機のための観測	
機上気象観測		飛行中の航空機
高層気象観測	高層風観測	航空基地隊等
	ラジオゾンデ観測	ラジオゾンデ装備部隊

## 第2 陸上気象観測

### 1 観測種別、観測時刻及び観測要素

各観測所が行う陸上気象観測の種別及び時刻並びに観測要素は、別紙第1のとおりとする。

### 2 観測の方法

観測の方法は、訓練資料「気象観測（陸上及び海上の部）」による。

### 3 観測結果の通報

- (1) 各地方総監部、航空基地隊等及び父島基地分遣隊は、定時観測及び特別観測の結果を、JWS-Nにより通報する。
- (2) 陸上気象観測を実施することに定められた観測所（基地隊等を除く。）は、JWS-Nにより日表データを送信する。

## 第3 海上気象観測

### 1 観測種別、観測時刻及び観測要素

観測所が行う海上気象観測の種別及び時刻並びに観測要素は、次のとおりとする。

観測種別		観測時刻	観測要素
通常 の 観 測	定時 観測	航海中は0000から2400までの毎正時に、停泊中は4時を起点とする4時間ごと。	雲、視程、大気現象、気温、相対湿度、風、気圧、波浪及び表面水温
	臨時 観測	1 艦船の保安上重大な影響を与える気象現象が予想される場合又はこれに遭遇した場合は、航泊を問わず、15分ないし30分ごと。 2 異常な気象現象を認めたとき及び特に必要と認めたとき。	必要とする観測要素
航空 機 の た め の 観 測	定時 観測	航空機の運航上の資料として観測結果の通報を必要とする期間の毎正時	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、風、気圧及び波浪
	臨時 観測	別紙第1付紙第2に示す基準に該当するとき。	雲、視程、大気現象、風及び必要とする観測要素

### 2 観測の方法

観測の方法は、訓練資料「気象観測（陸上及び海上の部）」による。

### 3 観測結果の通報

観測結果の通報は、次によるものとする。

- (1) 通常観測の結果を通報する場合の通報事項及び通報順序は、日時、艦位、風向風速、視程、天気、風浪、うねりとする。
- (2) 航空機のための観測の結果を通報する場合の通報事項及び通報順序は、日時、艦位、

風向風速、最大瞬間風速、卓越視程、天気、雲、気温、露点温度、風浪、うねり、その他必要な事項とする。

#### 第4 機上気象観測

##### 1 観測時刻及び観測要素

機上気象観測は、航空法施行規則第166条の2に該当する場合のほか、任務に支障のない範囲において次により実施するものとする。

観測時刻	観測要素等
並以上の乱気流、並以上の着氷、雷電及びひょう等、航空機の運航に影響を及ぼす気象現象を認めたとき、又は、特に必要と認めたとき。	位置、時刻、飛行高度、飛行障害現象（乱気流、着氷、雷等）、雲、視程、大気現象、気温、風、波浪等

##### 2 観測記録の作成及び観測結果の通報

- (1) 機上気象観測を実施した観測所（航空機）は、機上気象観測記録を作成し、着陸地の航空基地隊等に提出するものとする。
- (2) 機上気象観測記録を受領した航空基地隊等は、速やかにJWS-Nにより通報する。  
なお、管制所、運航当直士官又は飛行当直士官等を経由し、飛行中の航空機から観測結果を受領した場合も通報するものとする。

#### 第5 高層気象観測

##### 1 観測時刻及び観測要素

高層気象観測は、次により行うものとする。

観測の種類	観測時刻	観測要素
高層風観測	必要と認めたとき。	風
ラジオゾンデ観測	必要と認めたとき。	気温、湿度、高度、気圧及び風

##### 2 観測の方法及び記録要領

- (1) 高層風観測は、訓練資料「高層風観測」による。
- (2) ラジオゾンデ観測は、「高層気象観測指針」（気象庁）による。

##### 3 観測結果の通報

高層気象観測の結果は、JWS-Nにより通報する。

#### 第6 観測記録の作成及び保存

##### 1 観測記録の作成

観測を実施した観測所は、観測記録を作成するものとする。観測記録の種類、観測記録の様式及び作成する観測所等は別紙第2のとおり。

##### 2 観測記録の送付

この基準において、海上気象観測記録を作成することに定められた観測所の長は、観測記録を月ごとに取りまとめ、その写し1部を翌月10日までに対潜資料隊司令に送付するものとする。

なお、この規定により難しい場合は、入港後速やかに送付するものとする。

### 3 観測記録の保存

観測記録及び各種観測資料の保存期間は、次のとおりとする。ただし、保存期間は、観測した翌年から起算する。

観測記録の種類	保存期間
陸上気象観測記録	10年
海上気象観測記録	1年
航空気象観測記録	1年
機上気象観測記録	1年
高層風観測記録	10年
ラジオゾンデ観測記録	10年
自記機器類の記録紙	1年
上記以外の気象観測資料	1年

## 第7 その他

### 1 技術指導

海洋業務・対潜支援群司令は、観測所の実施する気象観測業務について技術指導を行うものとする。

### 2 気象観測業務の統括等

海洋業務・対潜支援群司令は、必要と認められる場合は、観測所と調整し、観測所の実施する気象観測及び観測結果の通報について統括することができる。

### 3 委任規定

自衛艦隊司令官、各地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官及び海洋業務・対潜支援群司令又はその指定する者は、この基準に定めるもののほか、気象観測業務に関する必要な事項を定めることができる。

観測所	観測種別	観測時刻	観測要素	備考
各地方総監部	定時観測	毎正時又は毎時の任意の時刻	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、相対湿度、風、気圧、波浪及び表面水温	1 観測要素の細部項目は付表による。 2 各地方総監部及び父島基地分遣隊における定時観測の雲、視程、大気現象、波浪、表面水温については、航空機の運航等がない場合は省略することができる。 3 硫黄島航空基地隊における1800から0600の間の観測は、1800、2100、2400、0300及び0600の定時観測のみ実施し、その他の定時及び特別観測は、省略することができる。
		0600, 0900, 1200, 1800, 2400	最高気温、最低気温及び降水量	
	臨時観測	必要と認めたととき。	必要とする観測要素	
航空基地隊等	定時観測	0000 から 2400 までの間の毎正時	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、相対湿度、滑走路視距離、風及び気圧	
		0600, 0900, 1200, 1800, 2400	最高気温、最低気温及び降水量	
		必要と認めたととき。	波浪及び表面水温	
	特別観測	0000 から 2400 までの間に付紙第1に示す基準に該当するとき。	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、相対湿度、滑走路視距離、風及び気圧	
	臨時観測	航空事故及び基地内事故発生のとき。	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、相対湿度、滑走路視距離、風及び気圧	
		航空交通管制機関から照会又は要求されたとき。	照会又は要求された観測要素	
必要と認めたととき。		必要とする観測要素		
父島基地分遣隊	定時観測	毎正時又は毎時の任意の時刻	雲、視程、大気現象、気温、露点温度、相対湿度、風、気圧、波浪及び表面水温	
		0600, 0900, 1200, 1500, 1800	最高気温、最低気温及び降水量	
	臨時観測	熱帯低気圧の接近又は航空機の運航のため、気象状況の通報が必要であると認められる期間において、付紙第2に示す基準に該当するとき。	必要とする観測要素	
基地隊等	臨時観測	必要と認めたととき。	必要とする観測要素	



## 特別観測実施基準

要素	内容
1 BKN又はOVCの最低雲層の雲底の高さ	<p>(1) BKN又はOVCの最低雲層の雲底の高さが減少して、下記のア～ウに定める値未満になった場合</p> <p>(2) BKN又はOVCの最低雲層の雲底の高さが増加して、下記のア～ウに定める値以上になった場合</p> <p>ア 100フィート、600フィート、1,500フィート</p> <p>イ 国土交通大臣が定めた当該飛行場の離陸に関する最低気象条件及び進入限界高度に対応する値</p> <p>ウ 航空法施行規則第5条第4号にかかる有視界気象状態の限界とする気象条件：1,000フィート</p>
2 雲層の雲量	<p>要素1に示した高さに対応するそれぞれの間において、1つの雲層の雲量が、次の条件になった場合</p> <p>(1) 雲量がSKC、FEW又はSCTからBKN又はOVCに変化した場合</p> <p>(2) 雲量がBKN又はOVCからSKC、FEW又はSCTに変化した場合（BKN又はOVCの層が2層以上ある場合で、下層が変化せず、上層が変化した場合を除く。）</p>
3 視程	<p>(1) 卓越視程の値が減少して下記のア～エに定める値未満になった場合</p> <p>(2) 卓越視程の値が増加して下記のア～エに定める値以上になった場合</p> <p>ア 3,200メートル</p> <p>イ 国土交通大臣が定めた当該飛行場の離陸に関する最低気象条件及び進入限界高度に対応する値（ただし、「飛行視程」を「地上視程」に読み替える。）</p> <p>ウ 航空法施行規則第5条第4号にかかる有視界気象状態の限界とする気象条件：5,000メートル</p> <p>エ 航空法施行規則第198条の4の第2号にかかる特別有視界飛行方式による飛行視程（ただし「飛行視程」を「地上視程」に読み替える。）：1,500メートル</p>
4 滑走路視距離	<p>(1) 滑走路視距離が減少して下記のア～イに定める値未満になった場合</p> <p>(2) 滑走路視距離が増加して下記のア～イに定める値以上になった場合</p> <p>ア 400メートル※、800メートル※</p> <p>イ 国土交通大臣が定めた当該飛行場の最低気象条件</p>
5 風向風速	<p>(1) 平均風向が、当該観測時直前の定時観測又は特別観測において観測した値から60度以上変化し、その変化前、変化後又は変化前後の平均風速が10ノット以上ある場合</p>

要素	内容
	<p>(2) 平均風速が、当該観測時直前の定時観測又は特別観測において観測した値から10ノット以上変化した場合</p> <p>(3) 平均風速が、15ノット以上ある場合で、最大瞬間風速が当該観測時直前の定時観測又は特別観測において観測し、通報した最大瞬間風速から10ノット以上増加した場合（最大瞬間風速を通報していない場合は、最大瞬間風速が当該観測時の平均風速から10ノット以上増加した場合）</p>
6 大気現象	<p>(1) 次に示す大気現象又はこれらの組み合わせが開始、終了した場合</p> <p>ア 着氷性の降水又は霧</p> <p>イ 並又は強の降水（しゅう雨性を含む。）</p> <p>ウ 低い風じん又は低い地ふぶき</p> <p>エ 高い風じん又は高い地ふぶき</p> <p>オ 砂じん嵐</p> <p>カ 雷 電</p> <p>キ スコール（終了の特別観測は実施しない。）</p> <p>ク 漏斗雲（竜巻）</p> <p>ケ 降 灰</p> <p>(2) 次に示す大気現象の強度が変化した場合</p> <p>ア 降水（着氷性及びしゅう雨性を含む。）</p> <p>イ 砂じん嵐</p> <p>ウ 漏斗雲（竜巻）</p> <p>(3) 共用飛行場においては、次に示す実施期間において、着氷性の雨、凍雨、雪あられ、氷あられ及びひょうの大気現象が開始及び終了した場合</p> <p>ア 実施期間 概ね11月1日～3月31日</p> <p>イ 実施時期 （ア）最初の離着陸の1時間程度前から、最終の離着陸が終わるまでの時間帯 （イ）明らかに離着陸のない時間帯は省略することができる。</p>
7 気 温	<p>気温が当該観測直前の定時観測又は特別観測において観測した値から2℃以上上昇し、かつ当該観測時の気温が32℃以上の場合</p>
8 その他	<p>上記のほか、航空機の運航上、特に必要と認められる場合 なお、ここでいう条件は、観測所ごとに関係部署と協議し定める。</p>

※国土交通大臣が定めた当該飛行場の離陸及び着陸に関する最低気象条件の最低の値がこれらより大きい場合、又は最低気象条件の値がこれらの値の50メートル以内の場合はその値に替える。

例えば、最低気象条件の最低値が1,000メートルの場合は、400メートル及び8

00メートルを1,000メートルに、600メートルの場合は400メートルを600メートルに、また、最低気象条件値が350メートルの場合は400メートルを350メートルに替える。

注：特別観測の実施等について

- 1 特別観測は、現象が変化、発現又は終了して実施基準に該当した場合に行う。特に、現象が悪化して実施基準に該当したときには、直ちに観測・通報する。また、好転して実施基準に該当したときは、原則として10分間好転の状態を確認した後、速やかに観測・通報する。ただし、10分間待たずして好転の状態が今後10分間以上続くと観測員が判断した場合は、その時点で速やかに観測・通報する。
- 2 関係部署からの通報により、最低気象条件に係る航空保安施設（航空保安無線施設及び飛行場灯火）の障害情報を受けたときは、予め観測所ごと関係部署と協議して定めたその障害に対応した実施基準により特別観測を行う。
- 3 当該飛行場を管理する関係部署からノータムが発出されて滑走路が閉鎖している等、特別観測を中止しても航空機の運航に影響を及ぼさないと判断し、関係部署の了解を得た場合は、特別観測を省略することができる。
- 4 滑走路視距離観測装置の障害時及び未設置の飛行場においては、滑走路視距離（以下「RVR」という。）に代えて地上視程換算値（CMV）を実施基準に用いる。
- 5 周回進入の場合、RVRに代えて地上視程（VIS）を実施基準に用いる。
- 6 特別観測の実施基準は、飛行場のみでなく飛行場周辺の現象の終始について対象とするが、強度により設定されている現象及び強度変化についての特別観測の実施基準は、飛行場周辺の現象については適用しない。
- 7 雲量が5/8以上の最低雲層の雲底の高さの実施基準は、鉛直視程を観測したときの距離を含むこととする。

航空機のための観測（臨時）実施基準

- 1 次に該当するとき。
  - (1) 雲量がBKN又はOVCの最低雲層の雲底の高さが1,000フィート未満になったとき。
  - (2) 卓越視程が5,000メートル未満になったとき。
  - (3) 次に示す気象現象又はそれらの組み合わせが開始又は終了した場合
    - ア 着氷性の降水
    - イ 着氷性の霧
    - ウ 並又は強の降水（しゅう雨性を含む。）
    - エ 低い風じん又は低い地ふぶき
    - オ 高い風じん又は高い地ふぶき
    - カ 砂じん嵐
    - キ 雷 電
    - ク スコール（終了の臨時観測はしない。）
    - ケ ろうと雲（竜巻）
    - コ 降 灰
  - (4) 次に示す大気現象の強度が変化した場合
    - ア 降水（着氷性及びしゅう雨性を含む。）
    - イ 砂じん嵐
    - ウ ろうと雲（竜巻）
  - (5) その他、航空機の運航に重大な影響を与える現象又は状態を認めたとき。
- 2 要求されたとき。

観 測 要 素 の 細 部 項 目

観測要素の細部項目		観 測 所				記 事
		各 地 方 総 監 部	航 空 基 地 隊 等	父 島 基 地 分 遣 隊	基 地 隊 等	
視 程	各方向の視程	△	□	△	△	
	卓越視程	△	□	△	△	
	卓越視程の変動	△	□	△	△	
	方向視程	△	□	△	△	
	悪視程状態の発現、消滅時刻		□			
大 気 現 象	種 類	△	□	△	△	
	強 度	△	□	△	△	
	特 性	△	□	△	△	
	発現時刻及び終了時刻	△	□	△	△	
	存在位置及び移動方向	△	□	△	△	
	現在天気	△	□	△	△	
	天 気				△	
雲	雲 層	△	○	△	△	
	雲 量	△	○	△	△	
	雲 形	△	□	△	△	
	雲底の高さ又は鉛直視程	△	○	△	△	
	全雲量	△	○	△	△	
	雲底の状態	△	□	△	△	
	特殊な形状の雲	△	□	△	△	
降 水	降水量	○	○	○	△	
	積雪の深さ	△	□		△	
	降雪の深さ	△	□		△	
気 温	気 温	○	○	○	△	
	最高気温	○	○	○		
	最低気温	○	○	○		
露 点 温 度		○	○	○	△	
相 対 湿 度		○	○	○	△	

気 圧	現地気圧	○	○	○	△	
	海面気圧	○	○	○	△	
	高度計規正值	△	○	△	△	
	密度高度	△	○	△	△	
	気圧高度	△	○	△	△	
	気圧変化の型	△	□	△	△	
	気圧の急上昇及び急下降	△	□	△	△	
滑 走 路 視 距 離	10分間平均値		□			滑走路視距離の観測は次による。 1 滑走路視距離観測装置を装備した観測所において行う。 2 滑走路視距離の観測は、24時間実施する。
	前10分間の1分値の最小、最大		○			
	変化傾向		○			
風	風向	○	○	○	△	風向及び風速の観測は、風向記録器及び風速記録器を装備する観測所においては10分間平均値を、これらの観測器を装備しない観測所においては、1分間平均値を観測する。
	風速	○	○	○	△	
	風向の変動	△	○	△		
	風速の変動	△	○	△		
	スコール	△	□	△	△	
波 浪	風浪の高さ	△	△	△	△	
	うねりの高さ	△	△	△	△	
	うねりの方向	△	△	△	△	
表面水温		△	△	△	△	
観 測 記 録 か ら 算 出 す る も の	日最小卓越視程		○			
	日最小卓越視程の発現時刻		○			
	日最低雲高		○			
	日最低雲高の発現時刻		○			
	日降水量	○	○	○		
	日最大1時間降水量	○	○	○		
	日最大1時間降水量の発現、消滅時刻	△	○	△		
	日最大積雪	△	○			
	日合計降雪	△	○			
	日最高気温	○	○	○		
	日最高気温の発現時刻	○	○	○		
	日最低気温	○	○	○		
	日最低気温の発現時刻	○	○	○		
	日最小湿度	○	○	○		
	日最小湿度の発現時刻	○	○	○		
日最高海面気圧	○	○	○			

日最高海面気圧の発現時刻	○	○	○		
日最低海面気圧	○	○	○		
日最低海面気圧発現時刻	○	○	○		
日最小滑走路視距離		○			
日最大風速	○	○	○		
日最大風速の風向	○	○	○		
日最大風速の発現時刻	○	○	○		
日最大瞬間風速	○	○	○		
日最大瞬間風速の風向	○	○	○		
日最大瞬間風速の発現時刻	○	○	○		

※ ○：各観測所が行う観測要素

△：必要と認めた場合に観測する。

□：不測事態における観測員の欠員等、目視観測が困難な状況にあつては、自動観測機能を使用することにより、省略することができる。

観測記録の種類

観測の種類		観測記録の種類	観測記録の様式	作成する観測所	備考
陸上 気象 観測		陸上気象 観測記録 (海気観-A)	付紙様式第1	航空基地隊等	<p>1 各地方総監部及び父島基地分遣隊は、航空機の運航上必要な資料として、観測結果を通報する場合は、陸上気象観測記録(海気観-A)を作成する。</p> <p>2 陸上気象観測記録のうち、海気観-Bに記入する部隊番号は、付表のとおり。</p> <p>3 記入要領は、海洋業務・対潜支援群司令の定めるところによる。</p>
		陸上気象 観測記録 (海気観-B)	付紙様式第2	地方総監部 航空基地隊等 父島基地分遣隊	
海上 気象 観測	通常の 観測	海上気象 観測記録	付紙様式第3	航泊日誌(甲) を備える艦船	<p>1 海上気象観測記録の作成は、航海中のみとする。</p> <p>2 記入要領は、海洋業務・対潜支援群司令の定めるところによる。</p>
	航空機 のための 観測	航空気象 観測記録	付紙様式第4	観測を実施 した艦船	
機上 気象観測		機上気象 観測記録	付紙様式第5	観測を実施 した航空機	
高層 気象 観測	高層風 観測	高層風 観測記録	訓練資料「高層風観測」の定めるところによる。	航空基地隊等	
	ラジオ ゾンデ 観測	ラジオ ゾンデ 観測記録	様式適宜	装備部隊	



陸上気象観測記録 (海気観一A)

日 付  
 部隊名  
 作成責任者

観測 時間 時刻	風		卓越情報 www.tds www.tds	現在天気 雲量	雲	露 点 温度 湿度	高度計修正値 HPa INS	最大 過去 天気	観測 測員
	風向 風速	風向 風速							
14 00									
14 05									
14 10									
14 15									
14 20									
14 25									
14 30									
14 35									
14 40									
14 45									
14 50									
14 55									
15 00									
15 05									
15 10									
15 15									
15 20									
15 25									
15 30									
15 35									
15 40									
15 45									
15 50									
15 55									
16 00									
16 05									
16 10									
16 15									
16 20									
16 25									
16 30									
16 35									
16 40									
16 45									
16 50									
16 55									
17 00									
17 05									
17 10									
17 15									
17 20									
17 25									
17 30									
17 35									
17 40									
17 45									
17 50									
17 55									
18 00									
18 05									
18 10									
18 15									
18 20									
18 25									
18 30									
18 35									
18 40									
18 45									
18 50									
18 55									
19 00									
19 05									
19 10									
19 15									
19 20									
19 25									
19 30									
19 35									
19 40									
19 45									
19 50									
19 55									
20 00									
20 05									
20 10									
20 15									
20 20									
20 25									
20 30									
20 35									
20 40									
20 45									
20 50									
20 55									
21 00									
21 05									
21 10									
21 15									
21 20									
21 25									
21 30									
21 35									
21 40									
21 45									
21 50									
21 55									
22 00									
22 05									
22 10									
22 15									
22 20									
22 25									
22 30									
22 35									
22 40									
22 45									
22 50									
22 55									
23 00									
23 05									
23 10									
23 15									
23 20									
23 25									
23 30									
23 35									
23 40									
23 45									
23 50									
23 55									

陸上気象観測記録 (海気観-B)

(1/1)

部隊名 \_\_\_\_\_  
作成責任者 \_\_\_\_\_

1 部隊番号	2 観測年月日	
	年	月 日

観測時刻	3 風向 360°		4 風速 Kt	5 瞬間最大風速 Kt	6 卓越視程 B	7 現在天気	8 雲		9 雲量 (100%)	10 気温 °C	11 露点温度 °C	12 湿度 %	13 海面気圧 hPa	14 現地気圧 hPa	15 気化の形	16 海水温度 °C	17 風浪階級	18 方向		
	向	速					a	b												
0.1 B																				
0.2 B																				
0.3 B																				
0.4 B																				
0.5 B																				
0.6 B																				
0.7 B																				
0.8 B																				
0.9 B																				
1.0 B																				
1.1 B																				
1.2 B																				
1.3 B																				
1.4 B																				
1.5 B																				
1.6 B																				
1.7 B																				
1.8 B																				
1.9 B																				
2.0 B																				
2.1 B																				
2.2 B																				
2.3 B																				
2.4 B																				

統計時刻	19 日最大風速 260° Kt		20 日最大風速	21 日最大瞬間風速	22 卓越視程 B	23 現在天気	24 雲		25 雲量 (100%)	26 気温 °C	27 露点温度 °C	28 湿度 %	29 海面気圧 hPa	30 現地気圧 hPa	31 気化の形	32 海水温度 °C	33 風浪階級	34 方向			
	向	速					a	b													
合計																					

統計時刻	35 日最大風速 260° Kt		36 日最大風速	37 日最大瞬間風速	38 卓越視程 B	39 現在天気	40 雲		41 雲量 (100%)	42 気温 °C	43 露点温度 °C	44 湿度 %	45 海面気圧 hPa	46 現地気圧 hPa	47 気化の形	48 海水温度 °C	49 風浪階級	50 方向			
	向	速					a	b													
合計																					

24 記事と総数 \_\_\_\_\_ 日出 \_\_\_\_\_ 日没 \_\_\_\_\_



航空気象観測記録

NO \_\_\_\_\_

年 月 観測者 針路 速力 kt

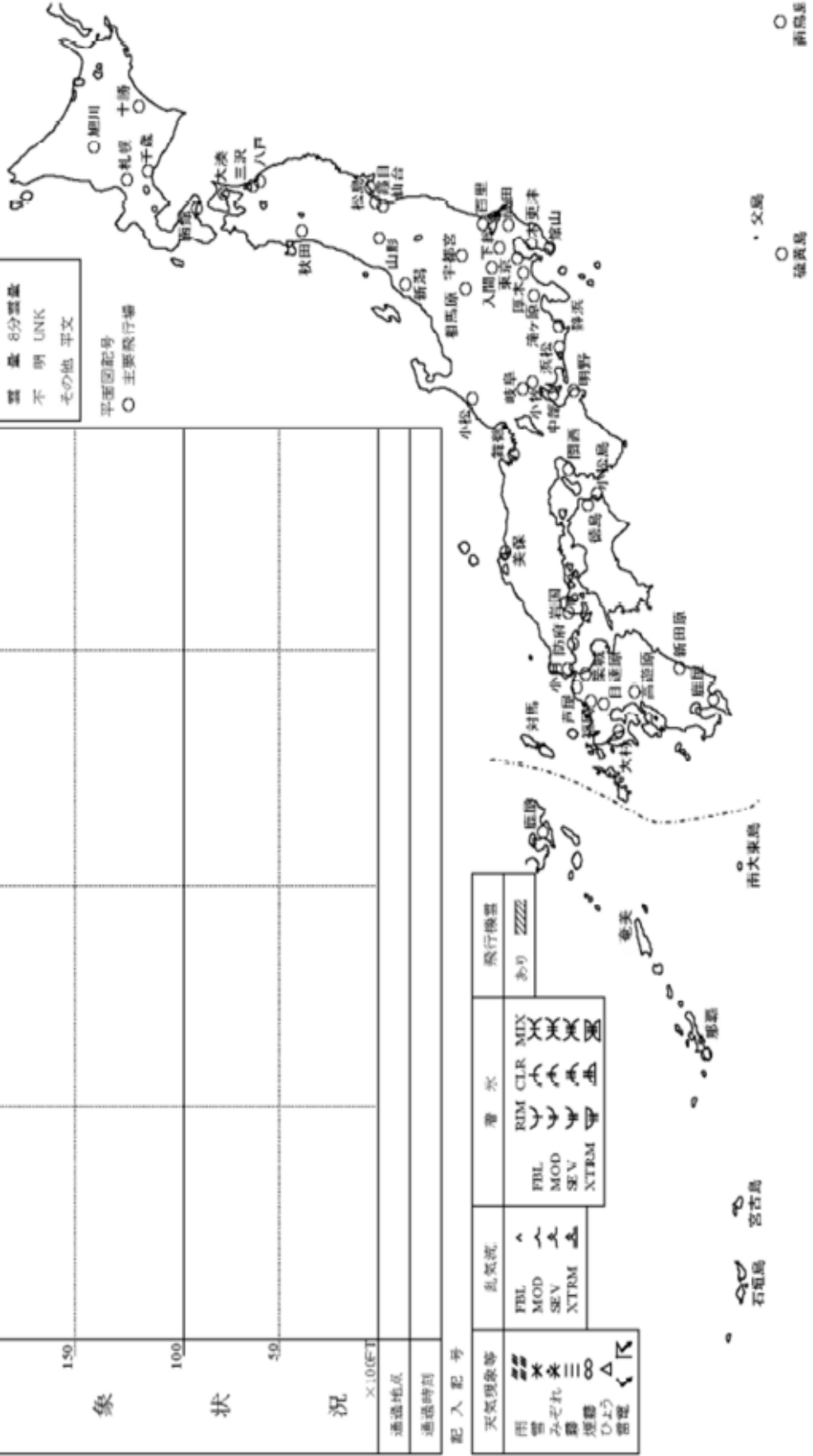
日時	観測者		針路		速力 kt	
風 向			風 速		最大瞬間風速	
磁気方位		真方位				
視 程		現在天気		雲		
		過去天気		層	量	高さ×100ft
卓越視程						
方向視程						
気 温		露 点 温 度		気 圧		
乾球示度		湿球示度		気圧計高度	ft-a	×0.001 ins
器差補正值		器差補正值		気圧計示度	hPa	b ins
乾球温度		湿球温度t'		器差補正值	hPa	-0.01
	↓	t-t'		現地気圧	hPa	c ins
気温	℃	露点温度	℃	高度計規正值	hPa	a+b+c ins
風浪の高さ	うねりの方向、高さ		記 事			
SEA m	SWELL m					
通報式						
日 時	観 測 者		風向風速G最大瞬間風速kt			
卓 越 視 程	現在天気		雲 (雲量、雲高、雲形CB、TCUのみ)			
	SEA m	SWELL m	RE			
気温/露点温度	風浪の高さ	うねりの方向と高さ		過 去 天 気		
RMK	A		INS			
国内記事：雲量、雲形、雲高		高度計規正值		方 向 視 程		
その他の事項						

機上気象観測記録

飛行年月日時	機種	乗客	乗員	高度	日	時																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">気</td> <td style="width: 20%;">象</td> <td style="width: 20%;">状</td> <td style="width: 20%;">況</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">×100FT</td> </tr> <tr> <td colspan="7">通過地点</td> </tr> <tr> <td colspan="7">通過時刻</td> </tr> </table>							気	象	状	況				200	150	100	50	×100FT			通過地点							通過時刻						
気	象	状	況																															
200	150	100	50	×100FT																														
通過地点																																		
通過時刻																																		

単位等
高度 100 FT
視程 NM
雲量 8分置量
不明 UNK
その他 平文

平面図記号  
○ 主要飛行場



## 気 象 統 計 用 部 隊 番 号

部隊番号	部 隊 等 名 称	部隊番号	部 隊 等 名 称
4 1	横須賀地方総監部	1 5	厚木航空基地隊
4 2	呉地方総監部	1 8	小月航空基地隊
4 3	佐世保地方総監部	2 1	館山航空基地隊
4 4	舞鶴地方総監部	2 2	第 2 4 航空隊
4 5	大湊地方総監部	2 6	大村航空基地隊
1 1	鹿屋航空基地隊	2 7	第 2 5 航空隊
1 2	八戸航空基地隊	2 8	第 2 3 航空隊
1 3	徳島航空基地隊	9 8	父島基地分遣隊
1 4	下総航空基地隊	9 9	硫黄島航空基地隊

気象測器裝備基準

測器名 観測所	気圧計		湿度計		雨量計			風向風速計		高層風観測装置				電波測器		ゾンデ観測器材※1						気象観測装置※2						気象計
	電気式気圧計	アネロイド気圧計	携帯型通風乾湿計	乾湿計	貯水型雨量計	雪板	雪尺	風向風速計(10分間)	携帯風速計	測風経緯儀	浮力計	減圧計	ヘリウムガスボンベ	気象レーダー装置	ゾンデ測定装置一式	地上点検装置一式	浮力計	調整弁	水素ガスボンベ	水素ガス検知器	風向風速計	シロメーター	滑走路視距離観測装置及び視程計	電気式温度計	湿度計	電気式気圧計	雨量計	携帯型気象計
地方総監部	1		1		1	1	1	1	1											1			1				1	1
航空基地隊等	1		1		1	1	1	1	1	1	1	10	1	1	1	1	1	40	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
父島基地分遣隊	1		1		1		1	1											1				1	1	1	1	1	
基地隊等					1	1	1	1	1																		1	
艦船				1			1																					

※1：硫黄島のみ保有

※2：航空基地隊等は統合型観測装置、各地方総監部及び父島基地分遣隊等は簡易型観測装置をいう。